

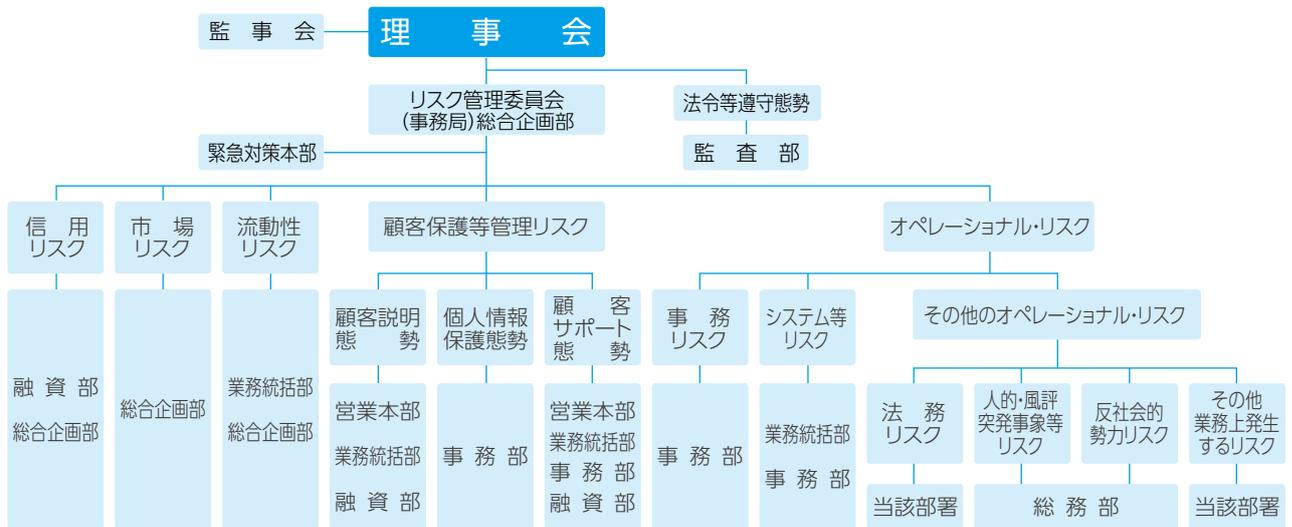
リスク管理の態勢

リスク管理の態勢

■令和5年度のリスク管理基本方針

- ①リスク管理を経営の最重点課題として位置づけます。
- ②事業の遂行に伴う各種リスクの存在を認識し、統合的リスク管理の視点から身の丈にあったリスク総量の把握・管理に努め、収益力の強化を図ります。
- ③金融機関を巡るリスクの形態と所在の変化は年々加速しており、従来型のリスクだけではなく、新しいリスクを把握し機動的に対応できる能力が一層重要となっていることを認識します。

■リスク管理組織図



コンプライアンスの態勢

■令和5年度のコンプライアンス基本方針

- ①当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、理事長自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップを発揮し、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図ります。
- ②当金庫は高い公共性を有しており、地域の中小企業と住民のための協同組織金融機関として、より高い倫理観をもったコンプライアンスの実現のため、役職員は「遠賀信用金庫倫理綱領」、「コンプライアンス規定」を遵守し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ③コンプライアンスの関連するリスク管理については、別に定める「コンプライアンス・プログラム」により取り組みます。

金融ADR制度への対応

■苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号はP27・28の『店舗紹介』を参照)または、『暮らしのあんしんコーナー』(フリーダイヤル)0120-8181-04にお申し出ください。

■紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記『暮らしのあんしんコーナー』または『全国しんきん相談所』(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)のほか、お客さまのアクセスに便利な弁護士等の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。



チコちゃん

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた遠賀信用金庫の取組みについて

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」といいます。)を踏まえ、当金庫ではお客さまのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

● お取引時確認にご協力ください

当金庫では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドライン等を踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認(ご本人の氏名やお取引目的、職業等)をさせていただいております。

確認させていただく事項やお取引時確認が必要な主な取引、提示させていただく書類については、お問い合わせください。

● お取引目的等の再度の確認にご協力ください

2022年3月より、既に当金庫に口座を開設されているお客さまにつきましても、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、お取引目的やお取引内容、資産・収入の状況等について、当金庫の窓口や郵便等により再度確認させていただくことがあります。

※複数口座をお持ちの場合や、複数の支店とお取引がある場合、重複して窓口や郵便等によりお願いすることがあります。

※ご提出いただいた書面に不備があった場合や、一定期間ご提出いただけなかった場合、ご登録の電話番号にお電話を差し上げることがありますので、あらかじめご了承ください。

● 法人のお客さまの実質的支配者について

「犯罪収益移転防止法」等に基づくお取引時確認等に際して、事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方^(注1)を「実質的支配者」として、氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

(注1)実質的支配者の確認においては、国、地方公共団体、上場企業・その子会社も個人の方に含まれるものとみなします。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は実質的支配者に該当しません。

サイバーセキュリティ取組方針

遠賀信用金庫は、サイバーセキュリティリスクの取組みを経営上の重要課題の一つとして位置付け、最重要情報である「お客さま情報」をはじめ、金融サービスの提供にかかる全ての情報資産をサイバー攻撃による脅威から保護し、適切な安全管理を実現するため、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守し、必要な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識のうえ、自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティ対策を推進します。
2. 当金庫内の態勢を整え、人的・技術的・物理的等の必要な対策を講じます。
3. 業務委託先を含めた、サイバーセキュリティ対策の整備に努めます。
4. 職員のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るため、啓発・教育を実施します。
5. 平時および緊急時のいずれにおいても、関係官庁・関係団体等とサイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報共有に努めます。